

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設産業は日本の基幹産業として今日まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を及ぼしている。

諸外国では、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでおり、また、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の国会審議においても、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」が附帯決議されている。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するために、次の事項について実施するよう強く要請するものである。

記

- 1 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月3日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
厚生労働大臣	尾	辻	秀久	様
国土交通大臣	北	側	雄平	様
衆議院議長	河	野	千景	様
参議院議長	扇			